



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和7年2月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第13部第1節第1款N005-4(1)を次のとおり改める。
 - (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
 - ア 固形癌における抗 P D 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助
 - イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
 - ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
 - エ 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	(00000 10000 2000 2000 2000 2000 2000 20
改 正 後	改 正 前
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略) 第2章 特揭診療料	第1章 (略) 第2章 特掲診療料
第1部~第12部 (略)	第 1 部~第 12 部 (略)
第13部 病理診断	第 13 部 病理診断
1~9 (略)	1~9 (略)
第1節 病理標本作製料	第1節 病理標本作製料
N000~N005-3 (略)	N000~N005-3 (略)
N 0 0 5 - 4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病	N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病
理組織標本作製	理組織標本作製
(1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織 標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫	
抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき	抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき
1回に限り算定する。	1回に限り算定する。
ア 固形癌における抗 P D - 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定	ア 固形癌における抗 P D - 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定
の補助	の補助
イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助	イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助	ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
<u>エ</u> 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助	(新設)
$(2)\sim(4)$ (略)	$(2)\sim(4)$ (略)

N005-5 (略)	N005-5 (略)
第2節 (略)	第2節
第 14 部 (略)	第 14 部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)